

共催後援取扱要領

(趣旨)

第1条 岡山市国際交流協議会(以下「協議会」という。)が、部外の国際化に係る事業、行事等(以下「事業等」という。)を共催または後援する基準及び手続き等については、この要領の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要領において共催及び後援の意義は、次のとおりとする。

- (1) 共催 協議会が部外の事業等の趣旨に賛同し、奨励する意を表するとともに、当該事業等の企画、実施等に参画するものをいう。
- (2) 後援 協議会が部外の事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表するものをいう。

(後援の基準)

第3条 前条の共催または後援は、スポーツ、文化、教育等の分野における市民の国際友好交流、その他、岡山市の国際化の進展に寄与し、公益性があると認められるものでなければならない。

但し、次のいずれかに該当する場合は後援をしないこととする。

- (1) 政治的または宗教的中立性を侵すおそれのあるもの。
- (2) 営利事業または営利を主たる目的とするもの。
- (3) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの。
- (4) 暴力団と関係のあるものまたはそのおそれのあるもの。
- (5) 社会性に乏しいもの。
- (6) 事業計画等が完全でなく、実施の確実性が疑わしいもの。
- (7) 市の名誉を毀損しまたは信用を失墜するおそれのあるもの。
- (8) その他、後援することが不相当と認められるもの。

(申請)

第4条 申請は、事業等の実施日の最低20日前までに所定の様式により以下の書類を添付して行わなければならない。

- (1) 申請に係る事業の事業計画書及び収支予算書
- (2) 申請団体の規約、役員名簿、事業計画書及び収支予算書
- (3) これまでの活動状況を示す資料(チラシ、実績報告書、決算書、新聞報道など)

(後援の取り消し)

第5条 後援した事業について、実施前に第3条の但書きに該当すると認められる場合は、後援を取り消すものとする。

2 事業実施後に第3条の但書きに該当したことが認められた場合は、以後その団体に対する後援はしないものとする。